

循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

仕 様 書

新発田地域広域事務組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 業務内容及び範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 機密の保持及び中立性の保持	1
第8節 業務体制及び業務管理	2
第9節 工程管理及び定期報告	2
第10節 再委託	2
第11節 疑義	2
第12節 業務内容の変更	2
第13節 資料等の貸与	2
第14節 業務完了及び検査	3
第15節 成果品の提出	3
第2章 業務内容	4
第1節 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	4
第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
第3節 施策の内容	4
第4節 計画フォローアップと事後評価	5
第5節 添付書類	5
第6節 一般廃棄物処理検討委員会の補助	6

第1章 総則

第1節 業務の目的

新発田地域広域事務組合（以下「発注者」という。）では、新発田市、胎内市の一般廃棄物（ごみに限る）を共同処理するため、焼却場、不燃物処理場、最終処分場を設置し、関係法令を遵守した適切な運転管理を行っている。また、令和11年度には、聖籠町を加え2市1町で一般廃棄物（ごみに限る）の共同処理を予定している。

本業務では、「循環型社会形成推進交付金制度」を活用して、発注者が所管する一般廃棄物最終処分場の整備を行うため、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、本業務の履行に際しては、構成市町の一般廃棄物処理に係る施策等についてヒアリング等を行い、調整が図られた計画内容となるように留意すること。

第2節 業務の名称

新発田地域広域事務組合 循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

第3節 業務の場所

新発田地域広域事務組合管内全域（新発田市、胎内市、聖籠町）

第4節 業務の期間

契約締結日より、令和7年3月14日までとする。

（但し、循環型社会形成推進地域計画は、令和6年11月30日までに提出のこと。）

第5節 業務内容及び範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、業務内容及び範囲は、「第2章 業務内容」のとおりとする。

ただし、本仕様書は本業務委託に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは発注者と受注者が協議の上、決定する。受注者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、下記をはじめとする関係法令、通達、マニュアル等を遵守しなければならない。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成28年9月）
- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱（環境省）
- ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（環境省環境再生・資源循環局、平成17年6月 令和6年3月改訂）及び関連資料

第7節 機密の保持及び中立性の保持

受注者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第8節 業務体制及び業務管理

- (1) 受注者は、本業務の着手時に発注者と協議し、発注者の意向を理解した上で、業務が円滑に進捗できる業務体制を整えること。
- (2) 受注者は、主任技術者を定めて本業務全般にわたる総括的な管理を行い、本業務の効率的かつ的確な遂行に足りる十分な知識や経験を有する技術者を配置すること。なお、主任技術者には、過去10年間において国及び地方公共団体（一部事務組合等を含む）が発注する一般廃棄物処理基本計画又は地域計画策定業務に、担当技術者として従事した業務実績を有する者を選任すること。
- (3) 主任技術者には、主たる会議への出席や業務全般にわたる技術管理を行わせること。
- (4) 発注者から本業務に直接関係する書類の作成を求められた場合、受注者はこれに応じること。
- (5) 本業務の履行上、関係官公庁等との協議を必要とする場合または協議を求められた場合には、受注者は誠意をもってこれに協力すること。
- (6) 受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者の確認を受けること。

第9節 工程管理及び定期報告

受注者は、業務工程表及び業務計画書を契約締結日から14日以内に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

また、受注者は、発注者に対し、各工程の進捗状況を逐次または定期的に報告すること。

第10節 再委託

受注者は、本業務の委託の全部を第三者に再委託してはならない。

なお、一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面で報告し、発注者の承認を受けなければならない。

第11節 疑義

受注者は、本仕様書の記載事項や業務遂行上で疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し業務を遂行すること。

第12節 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者の協議により業務内容の一部を変更することができる。また、協議後の変更は、発注者と受注者の再協議により行うものとする。ただし、業務遂行上で必要と認められる軽微な事項は、受注者の責任において実施すること。

第13節 資料等の貸与

発注者は、業務に必要な貸与可能な関係資料等を受注者の請求に基づき貸与または提供する。この際、受注者は貸与資料に係る借用リストを作成し、発注者に提出するとともに、業務完了後には速やかに発注者に返却しなければならない。

第 14 節 業務完了及び検査

- (1) 受注者は、仕様書に定めのある場合のほか発注者の指示する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務が完了後速やかに業務完了届を提出し、成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに修正を行わなければならない。

第 15 節 成果品の提出

受注者は、発注者による完了検査合格後に、次の成果品を発注者へ納品する。

- | | | |
|----------------------------|------------|------|
| (1) 循環型社会形成推進地域計画書 | A 4 ファイル綴じ | 10 部 |
| (2) 議事録 | A 4 版 | 1 式 |
| (3) 業務報告書（参考資料を含む。） | A 4 ファイル綴じ | 1 式 |
| (4) (1)～(3)の電子ファイル（CD-R 等） | | 1 式 |

第2章 業務内容

一般廃棄物処理基本計画に基づき、次の内容を整理した地域計画を作成する。

本計画は、最新の「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（環境省環境再生・資源循環局、平成17年6月 令和6年3月改訂）、以下「マニュアル」という。」に沿って作成しなければならない。なお、本業務の期間内に環境省から新たなマニュアル等が通知された場合には、発注者から受注者へ速やかに通知するので、新たなマニュアル等に沿って、本計画の見直しを図るものとする。

第1節 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

計画の対象とする構成自治体ごとに、人口、面積を整理する。また、計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

(2) 計画期間

原則として5年を目安に計画期間を設定する。ただし、計画期間が5年では妥当でないと判断される場合は、7年を上限として設定する。

(3) 基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して検討する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

管内市町との連携、広域化・集約化の検討状況について整理する。また、地域の特性等によって広域化や集約化が困難な場合には、その理由も合わせて整理する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進等の措置を整理する。

また、分別収集及び再商品化の実施年度も明示すること。

第2節 循環型社会形成推進のための現状と目標

マニュアルに沿って、循環型社会形成推進のための現状と目標を整理することを基本的な方向とする。なお、各実績値や目標（将来見込み値）は、一般廃棄物処理基本計画と整合が図られていることに留意すること。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

過去5年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理する。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了の翌年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量、その他の指標に関する目標値を設定する。

第3節 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

基本的な方向に従って、廃棄物処理の有料化、環境教育・普及啓発、マイバック運

動・レジ袋対策・簡易包装など、地域で解決可能な施策に関する事項について、分かりやすく整理する。

(2) 処理体制

生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（併せ産廃）、の現状と今後について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応などに関する事項について検討・整理する。

(3) 処理施設等の整備

基本的な方向に従って、将来の処理目標を達成するために必要な施設について、整備する施設の種類、施設名、事業の名称、処理能力（機器のないストックヤードは面積、最終処分場は埋立容積）、設置予定地、事業期間（全体事業期間）、事業費について検討・整理する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関して必要となる土地・地盤・地下水等の調査、周辺環境調査、測量、計画、設計等の計画支援事業の内容と費用について検討・整理する。

(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

災害廃棄物処理計画（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画は除く。）の策定に必要な調査を行う。

(6) その他の施策

その他、施設整備や処理体制等に直接関係しない施策、地域住民等との協働・助成等の事項、不法投棄対策に関する事項、災害時の廃棄物処理に関する事項等について検討・整理する。

第 4 節 計画フォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理する。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理する。

第 5 節 添付書類

次の内容から、当該交付申請に必要な添付書類を作成すること。

(1) 循環型社会形成推進地域計画添付資料

- ・対象地域図
- ・計画開始前過去 5 年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1 事業所あたり・1 人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ・地域内の施設の現況と予定（位置図）
- ・現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）
- ・国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

(2) 様式 1：循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

(3) 様式 2：循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

（地域内の計画事業を年度毎にまとめたもの）

(4) その他：参考資料様式 1～8（整備が必要な施設毎に作成する。基幹的設備改良事業や改造事業の場合は、対応する施設の様式を利用すること。）